

公立大学法人滋賀県立大学自己評価委員会規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）の教育・研究等の質を保証し向上させるため、自己点検・評価の責任組織として本委員会を設置する。本委員会は、内部質保証システムを構築・機能させることにより、本学の教育・研究を始めとする諸活動の質向上を推進することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、内部質保証システムを適切に運用するため次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価（外部評価を含む）に関する事項
- (2) 認証評価に関する事項
- (3) 滋賀県公立大学法人評価委員会による評価に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 常勤である理事
- (3) 各学部長
- (4) 各学部ごとに選出される教授 1 人
- (5) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、評価を所掌する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(実施委員会)

第8条 委員会に、全学自己評価実施委員会、環境科学部自己評価実施委員会、工学部自己評価実施委員会、人間文化学部自己評価実施委員会および人間看護学部自己評価委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

2 実施委員会は、委員会により策定された実施計画に基づき点検および評価を行い、その結果等について委員会に報告するものとする。

3 実施委員会の組織等については、委員会が別に定める。

(理事長の出席)

第9条 理事長は、必要に応じて会議に出席することができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局経営企画グループにおいて処理する。

(委 任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学自己評価委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第10号または第11号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第7号または第8号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年6月2日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。（第9条関係）